

## さいたま市伝統産業事業所の指定要件



### ○共通要件

主たる事業所又は店舗所在地が市内にある個人事業主、若しくは本社所在地が市内にある法人

### ○伝統産業に属する事業所

次の①～③を全て満たすこと

- ①指定を受けた産業において、事業を行っていること。
- ②岩槻人形協同組合、大宮盆栽協同組合、浦和のうなぎを育てる会に加入していること。
- ③江戸時代からの手しごとの伝統的技術を継承していること。

### ○伝統的な工芸技術を継承する事業所

次の①～③を全て満たすこと

- ①武蔵国の地域内で発祥した江戸時代からの手しごとの伝統的技術により、工芸品を製造していること。
- ②市内で創業して30年以上経過していること。
- ③10年以上実務に携わり、高度な技術を身につけている者がいること。

### ○地域の特性と深い関連のある事業所

次の①～③を全て満たすこと

- ①その成り立ちが、本市の風土や歴史等の地域特性と深く関連していること。
- ②市内で大正時代以前に創業していること。
- ③経営の根幹において、その伝統性に重きを置いていること。